

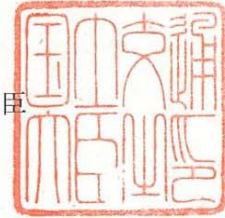


操縦免許証失効再交付講習登録証

国海技第105号の4  
平成23年10月26日

株式会社日本船舶職員養成協会北陸信越  
代表取締役 中嶋 明博 殿

国土交通大臣



平成23年9月29日付けをもって登録申請のあった操縦免許証失効再交付講習について、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第84条の規定に基づく操縦免許証失効再交付講習として、下記のとおり登録する。

記

1. 登録年月日	平成23年10月26日
2. 登録番号	操失講第59号
3. 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	株式会社日本船舶職員養成協会北陸信越 代表取締役 中嶋 明博 新潟県新潟市西区五十嵐一の町6370 番地187
4. 登録操縦免許証失効再交付講習の種類	小型船舶操縦士失効再交付講習
5. 登録操縦免許証失効再交付講習を行う事務所の名称及び所在地	登録操縦免許証失効再交付講習実施機関 株式会社日本船舶職員養成協会北陸信越 新潟県新潟市西区五十嵐一の町6370 番地187
6. 登録期間	登録年月日より平成29年10月25日
7. 登録操縦免許証失効再交付講習の開始日	事務規程を届出た日